

買出人補助者登録要領

買出人補助者（以下「補助者」という。）の登録については、この要領によるものとする。

1 補助者の登録

買出人は、補助者を使用しようとするときは、市長の登録を受けなければならない。

2 登録申請書の添付書類

補助者の登録を受けようとする買出人は、買出人補助者登録申請書に補助者に係る次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書および写真
- (2) 住民票の写し
- (3) その他市長が認める書類

3 補助者の欠格条件

市長は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の登録をしてはならない。

- (1) 卸売業者、仲卸業者もしくは買受人または卸売業者、仲卸業者もしくは買受人の役員もしくは使用人である者であるとき。
- (2) 市場の秩序を阻害し、またはそのおそれがある者であるとき。

4 補助者の登録の取消し

市長は、補助者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、第1項の登録を取り消すものとする。

5 補助者章の交付等

- (1) 市長は、第1項の登録をしたときは、当該申請をした買出人に補助者章を交付するものとする。
- (2) 補助者は、仲卸業者から青果物等の販売を受けるときは、補助者章を着用しなければならない。
- (3) 買出人は、その登録を取り消されたとき、もしくは仲卸業者から販売を受けることがなくなったとき、または補助者を使用しなくなったときは、速やかに、補助者章を市長に返還しなければならない。
- (4) 買出人は、その使用する補助者が補助者章を亡失し、または損傷したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、当該買出人は、その実費を弁償しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。